

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市社会福祉協議会事務局長

新型コロナウイルス感染症への対応について（第30報）

みだしの件につきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、広島県から示された「広島県におけるイベントの開催条件について」等を踏まえ、広島市では2月1日から当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和5年2月1日改定）」のとおり取り扱うこととなりました。

つきましては、地（学）区社会福祉協議会の皆様におかれましては「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和5年2月1日改定）」を参考に、引き続き基本的な感染防止策を講じた上でイベントを開催していただきますようお願いいたします。

記

1 主な改定内容

緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域以外の区域において、「大声あり」のイベントでも、感染防止安全計画の策定等により基本的な感染対策を実施することで、
現行50%としている「収容率上限」を100%とする。

① 基本的な要件

	変更後	変更前
	基本的な要件	
人数上限	<u>変更なし</u>	5,000人又は 収容定員50%のいずれか大きい方
収容率	<u>100%</u> <u>（収容定員が無い場合は、人と人とが 触れ合わない程度の間隔）</u>	■大声なし 100%（収容定員が無い場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔） ■大声あり 50%（収容定員が無い場合は、十分な人と人との間隔（十分な人と人の間隔は最低1mとする））

② 感染防止安全計画を策定した際の要件

	変更後	変更前
	感染防止安全計画を策定した際の要件 〔参加人数5,000人超かつ収容率50%超で開催するイベント〕	
人数上限	<u>変更なし</u>	収容定員まで
収容率	<u>100%</u> <u>（収容定員が無い場合は、人と人とが 触れ合わない程度の間隔）</u>	100%を基本とする。 （収容定員が無い場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔） ※基本的に「大声なし」の担保が前提

2 送付書類

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応について（第30報）
- ② Press Release「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」の改定について
- ③ 広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和5年2月1日改定）
- ④ イベント開催等における必要な感染防止策（別紙1）

※基本方針に記載の別紙2及び別紙3については、添付をしておりません。

お読みになられたい方は広島県ホームページからご覧ください。

<広島県ホームページURL>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html#a02-02>

【問合せ先】

(社福) 広島市社会福祉協議会

地域福祉推進課 地域福祉係

TEL : 2 6 4 - 6 4 0 3

FAX : 2 6 4 - 6 4 1 3

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和5年2月1日改定）

本市主催のイベント等※の開催については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、広島県から示された「広島県におけるイベントの開催条件について」等を踏まえ、2月1日から当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、市民等が主催するイベントの開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等とし、広島市の公益的法人等主催のものを含む。

1 参加人数

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、以下の参加人数を目安として、イベントを開催することができる。

次の人数上限（A）と収容定員に収容率を乗じて算定した人数（B）のいずれか少ない方を限度とする。

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件（※） 参加人数5,000人超かつ 収容率50%超で開催するイベント
人数上限 （A）	5,000人又は 収容定員50%のいずれか大きい方	収容定員まで
収容率 （B）	100% （収容定員が無い場合は、人と人との接触 合わない程度の間隔）	100% （収容定員が無い場合は、人と人との接触 合わない程度の間隔）

※ 感染防止安全計画の策定等の詳細は、「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。

2 感染防止対策

イベント開催に当たっては、飛沫やエアロゾルなどの感染経路に応じた感染対策や、飲食の場における感染対策など、別紙1に示す基本的な感染防止策に必要な取組等を実施すること。

3 多数の出演者が参加するイベント開催時の留意事項

お祭りなど、多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や過去の感染事例を踏まえた出演者が取り得る感染対策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。（出演者やスタッフの感染対策については、別紙1を参照）

4 感染防止策チェックリストの作成等

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、感染防止策の不徹底やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

5 感染防止安全計画の提出等

「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の基本的な要件を緩和することができる。

- (1) 5,000人超かつ収容率50%超で開催しようとするイベントに適用する。(緊急事態措置区域、重点措置区域におけるイベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提)
- (2) 開催に当たっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。
- (3) 感染防止安全計画を県の確認を受けた後に、緊急事態措置を実施する旨の公示が行われた場合は、原則、当該措置の制限を超える入場者に対して、対象者全員検査の適用を求める。
ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、対象者全員検査を適用せず、強い行動制限等を要請することがある点に留意すること。
また、その他の場合においても、感染状況に応じて、強い制限等を要請することがある点に留意すること。

(緊急事態措置等における人数要件の目安は、別紙2のとおり。)

6 イベント開催にかかる手続き

イベント開催に当たっては、県から示された「イベント開催にかかる手続きについて」(別紙3のとおり)に従い、必要な手続きを行うこと。

7 市民等からの相談対応

市民等が開催するイベント等は、教育関係、福祉関係、観光関係等多岐の分野にわたると考えられることから、この基本方針に準じた取扱いに関する疑義等の相談については、企画総務局政策企画課で対応する。